

茂原市公式ウェブサイトバナー広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、茂原市（以下「市」という。）がインターネット上に公開している市公式ウェブサイトへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、市公式ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトへリンクするものをいう。

(広告の種類及び範囲)

第3条 市公式ウェブサイトに掲載する広告はバナー広告とし、その範囲は茂原市広告掲載要綱（平成25年茂原市告示第89号）第3条及び茂原市広告掲載基準に定めるところによる。

(広告の掲載数及び掲載位置)

第4条 広告の掲載数は20枠とし、掲載位置は市長が指定した場所とする。

(広告の規格)

第5条 広告の1枠あたりの規格は、次の各号に掲げる規格の区分に応じ当該各号に定める。

- (1) 高さ 天地 60ピクセル
- (2) 幅 左右 150ピクセル
- (3) 容量 4キロバイト以内
- (4) データ形式 GIF形式

2 広告は、静止画像とし、アニメーションGIFを使用したもの、ループ等の画像は使用してはならない。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠あたり1箇月10,000円とする。

2 国、地方公共団体及びその外郭団体等が非営利目的で広告を行う場合等又は市長が特別な理由があると認めるときは広告掲載料を減免することができる。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、月の初日から末日までの1箇月を単位とし、連続する掲載期間は当該年度末までとする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、市広報紙や市公式ウェブサイトにおいて行うものとする。ただし、募集掲載枠が満たない場合は、広告主となり得るものに対し、直接、広告掲載の案内をすることができるものとする。

2 募集は4月から翌年3月までの間に係る掲載枠について行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、茂原市公式ウェブサイトバナー広告掲載申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込む

ものとする。ただし、市税の滞納又は法令等の違反がある場合は、申込者となることはできない。

- (1) 法人の場合は登記事項証明書（市の指名競争入札参加資格者並びに前年度に広告掲載を申し込んだ者及び当該年度に既に広告掲載を申し込んだ者は免除）
- (2) 個人の場合は主務官庁の発行した認可証または許可証の写し及び申込者の住民票
- (3) 広告原稿（電子記録媒体に保存されているもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（広告掲載の決定）

第10条 市長は、前条の申込みがあったときは、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、茂原市公式ウェブサイトバナー広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により申込者へ通知するものとする。

3 市長は、申込者が第4条に規定する掲載数を超えるときは、次に定める各号の順により決定するものとする。なお、同順位のものの中にあつては、掲載希望月数の多い者を優先するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するものに係る広告
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) その他掲載する広告として妥当であると市長が認めるものの広告

4 前項の規定によっても、申込者が第4条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

（契約の成立）

第11条 広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という）は、市との間で掲載内容及び条件等について協議し合意したときは、茂原市公式ウェブサイトバナー広告掲載承諾書（別記第3号様式）を市長に提出するものとし、このことにより広告掲載契約が成立したものとみなす。

2 広告主は、前項の契約が成立したときは、本要領に同意し、遵守する義務を負うものとする。

（広告掲載料の納付）

第12条 広告主は、市長の指定する期日までに第6条第1項に規定する広告掲載料を納付しなければならない。

（広告原稿の作成）

第13条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成するものとする。

（広告内容の責任）

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、市は閲覧者の理解を図るため、あらかじめその旨を市公式ウェブサイト上に掲載することができるものとする。

（広告主の届出義務）

第15条 広告主は、次の各号に該当する場合は、茂原市公式ウェブサイトバナー広告申込

内容変更届（別記第4号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき
- (2) 広告を差し替えるとき
- (3) リンク先ウェブサイトのアドレスを変更するとき
- (4) 前3号に規定するもののほか、茂原市公式ウェブサイトバナー広告掲載申込書
又は、添付書類の記載内容に変更があったとき
(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 広告内容が第3条の規定に違反することが明らかになったとき
- (4) 広告主が前条に規定する届出を怠ったとき
- (5) 広告主から茂原市公式ウェブサイトバナー広告申込内容変更届により広告掲載を
取下げる旨の通知があったとき
- (6) その他市公式ウェブサイトへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

2 前項の規定により、掲載決定を取り消したときは、茂原市公式ウェブサイトバナー
広告掲載決定取消通知書（別記第5号様式）により、当該広告主に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第17条 前条第1項第3号に該当する事由により市が損害を被った場合は、市長は広告主
に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告掲載が決定した後、専ら市の責めに帰する理由により、広告が掲載できな
かったときは、広告料を広告主に返還する。

(免責事項)

第19条 広告主は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることを
あらかじめ承諾し、広告掲載の停止による広告料金の返還、損害の補償等を市に請求し
ないこととする。

- (1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検、改良による停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他市
のコンピュータへの不正アクセス、日本国内における戦争等の有事に起因するサー
バー、通信回線等の事故、障害による停止

2 市は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、
広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。